



令和7年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課



サービス個別 C

- ・ 訪問介護
- ・ 介護予防訪問サービス
- ・ 生活支援訪問サービス

- ・ (介護予防)訪問入浴介護

- ・ (介護予防)訪問看護



訪問介護

介護予防訪問サービス

生活支援訪問サービス



人員に関する基準



訪問介護員等の員数

指定訪問介護事業者が
事業所ごとに置くべき
訪問介護員等の員数は、
常勤換算方法で

2.5以上とされている。



サービス提供責任者

常勤の訪問介護員等のうち、
利用者の数が**40又はその端数**を増すごと
に**1人**以上の者を**サービス提供責任者**と
しなければならない。

【具体的取り扱い】

- ・ 常勤 **1人以上**
- ・ **管理者が兼務**することは差し支えない。
- ・ 利用者の数は、**前3月の平均値**を用いる。
- ・ 通院等乗降介助のみの利用者の当該月における利用者の数については、**0.1人**として計算する。



サービス提供責任者

利用者の数が**40人を超える**事業所については、**常勤換算方法により**サービス提供責任者を配置できる。

【具体的取り扱い】

- ・ **常勤**の訪問介護員等が勤務すべき時間数の**2分の1以上**に達しているものであること
- ・ **常勤**のサービス提供責任者を配置していることが前提
- ・ 必要な**常勤**のサービス提供責任者の数は利用者の数に応じて増加



必要な資格（訪問介護員等）

訪問 介護員 等		・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修 1 級課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修 2 級課程修了者 ・ 介護職員基礎研修課程修了者 ・ 看護師、准看護師、保健師
	サー ビス 提供 責任者	・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 訪問介護員養成研修 1 級課程修了者 ・ 介護職員基礎研修課程修了者 ・ 看護師、准看護師、保健師



R 6 年度改定

基準省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（H11厚令37）第6条 より引用

専らその職務に従事する**常勤**の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の**管理上支障がない**場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。



R 6 年度改定

解釈通知

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
(H11老企25) 第3-1-1-(3) より引用

以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

- ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）



令和 6 年度 介護報酬改定における 改定事項



R6改定事項

- 1. 訪問介護 基本報酬
- 2. 特定事業所加算の見直し
- 3. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 4. 高齢者虐待防止の推進
- 5. 身体的拘束等の適正化の推進
- 6. 認知症専門ケア加算の見直し
- 7. 同一建物等居住者にサービス提供する
場合の報酬の見直し
- 8. 口腔管理に係る連携の強化



R 6 年度改定

1. 基本報酬

※以下の単位数は
すべて1回あたり

		改定前	改定後
身体介護	20分未満	167単位	163単位
	20分以上30分未満	250単位	244単位
	30分以上1時間未満	396単位	387単位
	1時間以上1時間30分未満	579単位	567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位	82単位
生活援助	20分以上45分未満	183単位	179単位
	45分以上	225単位	220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位	65単位
通院等乗降介助		99単位	97単位



R 6 年度改定

2. 特定事業所加算の見直し

報酬区分

現行の（Ⅳ）を廃止し、
現行の（Ⅴ）を（Ⅳ）に、（Ⅴ）を新設

算定要件

現行の（6）を（1）に統合、
（6）、（7）、（8）、（9）を新設、
現行の（12）を削除



R 6 年度改定

2. 特定事業所加算の見直し

特定事業所加算の各算定要件については、

指定居宅サービスに要する費用の額の
算定に関する基準及び指定居宅介護支援に
要する費用の額の算定に関する基準の制定に
伴う実施上の留意事項について

(平12.3.1労企第36号) 第2の2 (14)

を参照してください。



R 6 年度改定

3. BCP未策定減算

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。



R 6 年度改定

3. BCP未策定減算

単位数

業務継続計画未実施減算（施設・居住系サービス）

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※経過措置期間は令和7年3月31日で終了。

未策定の場合は、速やかに作成すること。



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより促進する観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない**場合に、**基本報酬を減算**する。

単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、減算となる。

- ・ **委員会の定期的開催**（年1回以上）とその結果について従業員への周知徹底
- ・ **指針**の整備
- ・ **研修**の定期的実施（年1回以上）
- ・ **担当者**の設置



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

注意！

「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

運営規程 に定めること。

※令和6年4月1日より義務化



R 6 年度改定

5. 身体的拘束等の適正化推進

概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等を行ってはならない**こととし、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。



R 6 年度改定

5. 身体的拘束等の適正化推進

基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならない**こと。

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならないこと。



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

概要

認知症高齢者の重度化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、**利用者の受入れに関する要件**を見直す。



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

単位数

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位／日

※単位数は変更なし



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

算定要件等

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

算定要件等

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

概要

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、**一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供**である場合に、報酬の適正化を行う**新たな区分**を設け、更に見直しを行う。



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

単位数・算定要件等

減算の内容	算定要件
①10%減算 (改定)	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（② 及び ④に該当する場合を除く）の人数が1月あたり20人以上の場合
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する同一建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

④ 12%減算（新設） について



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

④ 12%減算（新設）について

判定期間は**前期**と**後期**の**毎年度 2 回**

判定期間及び減算適用期間（令和 7 年度～）

	判定期間	減算適用期間
前期	3 月 1 日から 8 月 31 日	10 月 1 日から 3 月 31 日
後期	9 月 1 日から 2 月 末日	4 月 1 日から 9 月 30 日



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

④ 12%減算（新設）について

**同一敷地内建物等に居住する者へ
サービス提供を行う事業所**は、
判定期間ごとに必要書類を作成

算定の結果 **90%以上**である場合は、
当該書類を期限までに保険者に**提出**



R 6 年度改定

7. 同一建物等減算

④ 12%減算（新設）について

注意！

90%以上でなかった場合も、
当該書類は**各事業所で2年間**
保存すること



関連情報

7. 同一建物等減算（関連情報）

第36条の2第2項（地域との連携等）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、

当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(H11厚令37) より引用



R 6 年度改定

8. 口腔連携に係る連携強化

概要

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、**事業所と歯科専門職の連携**の下、**介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施**並びに利用者の同意の下**の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算を設ける。



R 6 年度改定

8. 口腔連携に係る連携強化

単位数

口腔連携強化加算

50単位／回

※ 1 月に 1 回に限り算定可能



R 6 年度改定

8. 口腔連携に係る連携強化

算定要件等

- ◆従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、**歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供**した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ◆事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、**当該従業者からの相談等に対応する体制を確保**し、その旨を**文書等**で取り決めていること。



令和7年度 運営指導について

～確認しておきましょう～



R7 運営指導について

業務継続計画は策定
してありますか？

※令和6年4月1日から義務化



R7 運営指導について

業務継続計画を従業員
に周知していますか？

※令和6年4月1日から義務化



R7 運営指導について

業務継続計画についての
研修及び訓練を実施（予定含）
していますか？

※令和6年4月1日から義務化



R7 運営指導について

虐待の防止のための
対策を検討する
委員会を設置して
いますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

虐待の防止のための
指針を整備していますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

虐待の防止のための
研修を実施（予定含）
していますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

虐待の防止に関する
措置を適切に実施す
るための担当者を
置いていますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

虐待の防止のための
措置に関する事項を
運営規程に定めてい
ますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

感染症の予防及びまん
延防止のための対策を
検討する委員会を設置
していますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

感染症の予防及びまん
延防止のための指針を
整備していますか？

※令和6年4月から義務化



R7 運営指導について

感染症の予防及びまん
延防止のための研修及
び訓練を実施（予定含）し
ていますか？

※令和6年4月から義務化



令和6年度 運営指導における 主な指摘事項 ・助言事項について



令和6年度運営指導における主な 指摘事項・助言事項について



参考資料に掲載しております。
ご確認ください。



お問合せ先

浜松市 介護保険課

指導グループ

053-457-2875



お疲れさまでした。

受講確認票の提出を
お願いします。



(介護予防) 訪問入浴介護



令和6年度 介護報酬改定における 改定事項



R6改定事項

- 1. 訪問入浴介護 基本報酬
- 2. 看取り連携体制加算
- 3. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 4. 高齢者虐待防止の推進
- 5. 身体的拘束等の適正化の推進
- 6. 認知症専門ケア加算の見直し



R 6 年度改定

1. 基本報酬

※以下の単位数はすべて1回あたり

	改定前	改定後
訪問入浴介護	1,260単位	1,266単位
介護予防 訪問入浴介護	852単位	856単位



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

概要

訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

単位数

看取り連携体制加算 64単位／回 (新設)

※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

算定要件等

施設基準

施設基準・二の二

- イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの**連携**により、利用者の状態等に応じた対応ができる**連絡体制を確保**し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、**指定訪問入浴介護を行う日時を**当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと**調整**していること。



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

算定要件等

施設基準

(続き)

- 看取り期における**対応方針**を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を**説明**し、**同意**を得ていること。

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

算定要件等

施設基準

(続き)

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

算定要件等

利用者基準

- イ **医師**が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと**診断**した者であること。
- 看取り期における**対応方針に基づき**、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての**説明**を受け、**同意**した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能

その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、**算定不可**

（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が**30日以上**あった場合には、**算定できない**）



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

死亡月にまとめて算定する。

利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、**前月分**の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、**文書にて同意**を得ておくことが必要



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つこと

事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を訪ねたときに、当該医療機関等が**事業所に対して本人の状態を伝える**ことについて、入院の際、本人又は家族に対して**説明**をし、**文書にて同意**を得ておくこと



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

本人又はその家族に対する**随時の説明に係る同意**については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくこと



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

サービス提供においては、次の事項を**介護記録等**に記録し、多職種連携のための**情報共有**を行うこと

- ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録
- イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録



R 6 年度改定

2. 看取り連携体制加算

重要！

留意事項通知（老企36 第2の3（11）） 抜粋

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に本人の**意思を尊重**した医療・ケアの方針が実施できるよう**多職種が連携**し、本人及びその家族と必要な**情報の共有等**に努めること



R 6 年度改定

3. BCP未策定減算

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。



R 6 年度改定

3. BCP未策定減算

単位数

業務継続計画未実施減算（施設・居住系サービス）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※経過措置期間は令和 7 年 3 月 3 1 日で終了。
未策定の場合は、速やかに作成すること。



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより促進する観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算**する。



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が**講じられていない**場合

- ・ **委員会の定期的開催**（年1回以上）とその結果の従業員への**周知徹底**
- ・ **指針**の整備
- ・ **研修**の定期的実施（年1回以上）
- ・ **担当者**の設置



R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

注意！

「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

運営規程 に定めること。

※令和6年4月1日より義務化



R 6 年度改定

5. 身体的拘束等の適正化推進

概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない**こととし、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。



R 6 年度改定

5. 身体的拘束等の適正化推進

基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならない**こと。

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならないこと。



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

概要

認知症高齢者の重度化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、**利用者の受入れに関する要件**を見直す。



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

単位数

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位／日

※単位数は変更なし



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

算定要件等

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う



R 6 年度改定

6. 認知症専門ケア加算

算定要件等

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定



令和6年度
運営指導における
主な指摘事項
・助言事項について



令和6年度運営指導における主な 指摘事項・助言事項について



参考資料に掲載しております。
ご確認ください。



お問い合わせ先

**浜松市 介護保険課
指導グループ**

053-457-2875



お疲れさまでした。

**受講確認票の提出を
お願いします。**



(介護予防) 訪問看護



人員基準



人員基準

訪問看護ステーションの場合

管理者

常勤専従の看護師又は保健師
(支障がない場合は兼務可)

保健師、看護師、准看護師

常勤換算方法で2.5以上

理学療法士、作業療法士、
言語聴覚士

適当数

病院又は診療所の場合

保健師、看護師、准看護師

適当数



「通院が困難な 利用者」について



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18）） 抜粋

訪問看護費は「**通院が困難な利用者**」
に対して給付することとされている

通院の可否にかかわらず、**療養生活**を
送る上での居宅での支援が**不可欠**な者
に対して、**ケアマネジメント**の結果、
訪問看護の提供が**必要と判断**された場
合は訪問看護を算定できる



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

理学療法士、作業療法士又は
言語聴覚士による訪問看護に
ついては、



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18）） 抜粋（続き）

指定通所リハビリテーションのみ
では家屋内におけるADLの自立が
困難である場合であって、



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

ケアマネジメントの結果、
看護職員と理学療法士、作業療法
士又は言語聴覚士が連携した家屋
状況の確認を含めた訪問看護の提
供が必要と判断された場合に、



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

訪問看護費を算定できるものである。



「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

「通院が困難な利用者」の趣旨

通院により、同様のサービスが
担保されるのであれば、
通院サービスを優先すべき



運營基準



(1) 業務継続計画未策定減算について

【令和6年度改定】

概要

**感染症若しくは災害のいずれか又は
両方の業務継続計画が未策定の場合や、
当該業務継続計画に従い
必要な措置が講じられていない場合に
基本報酬を減算する。**



(1) 業務継続計画未策定減算について

【令和7年4月1日より適用】

単位数

業務継続計画未策定減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

算定要件等

- ・ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。



(2) 高齢者虐待防止の推進

【令和6年度改定】

概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより促進する観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算**する。



(2) 高齢者虐待防止の推進

【令和6年度改定】

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ **委員会の定期的開催**とその結果の従業員への周知徹底
- ・ **指針の整備**
- ・ **研修の定期的実施**
- ・ **担当者の設置**



(2) 高齢者虐待防止の推進

【令和6年度改定】

虐待防止のための指針に盛り込む項目

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



(2) 高齢者虐待防止の推進

【令和6年度改定】

単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**



(2) 高齢者虐待防止の推進

【令和6年度改定】

注意！

「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

運営規程 に定めること。

※令和6年4月1日より義務化



介護報酬



(1)理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

概要

理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、**訪問看護に求められる役割**に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における**基本報酬**及び**12月を超えた場合の減算**について見直しされた。



(1)理学療法士等による訪問看護【令和6年度改定】

算定要件等

次に掲げる基準の**いずれかに該当**すること

イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、**看護職員による訪問回数を超えている**こと。

□ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を**いずれも算定していない**こと。



(1) 理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

算定要件等（全体イメージ）

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、 看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問 回数	看護職員 $\geq$ リハ職	—	8単位減算（新設）
	看護職員<リハ職	8単位減算（新設）	8単位減算（新設）



(1) 理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

算定要件等（全体イメージ）

介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、 看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問 回数	看護職員 ≥ 18 職	1 2 月を超えて行う 場合は 5 単位減算	8 単位減算（新設）※
	看護職員 < 18 職	8 単位減算（新設）※	8 単位減算（新設）※

※ 1 2 月を超えて訪問を行う場合は更に **1 5 単位減算**（新設）



(1)理学療法士等による訪問看護【令和6年度改定】

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が**看護業務の一環**としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、**看護職員の代わり**に訪問させるという位置づけのものである。



(1) 理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が
訪問看護を提供している利用者については、
毎回の訪問時において記録した訪問看護記
録書等を用い、



(1) 理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4）） 抜粋（続き）

適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、



(1) 理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4）） 抜粋（続き）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、**看護職員**（准看護師を除く）と**理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士**が**連携し作成**すること。



(1)理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

また、主治医に提出する訪問看護計画書は
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が
実施した内容も**一体的に記載**するものとし、



(1)理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4）） 抜粋（続き）

訪問看護報告書には**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士**が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。



(1)理学療法士等による訪問看護 **【令和6年度改定】**

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせて、**定期的な看護職員による訪問**により利用者の状態の適切な評価を行うこと。



(2) 緊急時訪問看護加算

概要

指定訪問看護ステーションの場合

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合、所定単位数に加算する。



(2) 緊急時訪問看護加算

概要

病院又は診療所の場合

**利用者の同意を得て、
計画的に訪問することとなっていない
緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある
場合、所定単位数に加算する。**



(2) 緊急時訪問看護加算

重要①

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

当該月の**第1回目**の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。



(2) 緊急時訪問看護加算

重要②

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

緊急時訪問を行った場合は、当該緊急時訪問の
所要時間に応じた所定単位数※を算定する。
この場合、**居宅サービス計画の変更を要する。**

※准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90



(2) 緊急時訪問看護加算

重要③

留意事項通知（老企36 第2の4（18）） 抜粋

当該緊急時訪問を行った場合には、**早朝・夜間、深夜加算は算定できないが、1月以内の2回目以降**の緊急時訪問については、**早朝・夜間、深夜加算を算定**する。



(2) 緊急時訪問看護加算

重要④

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

緊急時訪問看護加算は、**1人の利用者**に対し、**1か所の事業所**に限り算定できる。



令和6年度
運営指導における
主な指摘事項
・助言事項について



令和6年度運営指導における主な 指摘事項・助言事項について



参考資料に掲載しております。
ご確認ください。



お問い合わせ先

**浜松市 介護保険課
指導グループ**

053-457-2875



お疲れさまでした。

受講確認票の提出を
お願いします。